◇**刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定**（条約第一三号）（外務省）

この協定は、我が国と欧州連合加盟国との間で実施される刑事共助について、一方の国が他方の国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続（司法手続を含む。）についてこの協定の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等を定めるものであり、その概要は次のとおりである。

1　被請求国は、請求国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について協定の規定に従って共助を実施する。（第一条関係）

2　この協定の適用上の用語の定義及びこの協定に基づく共助の範囲について定める。（第二条及び第三条関係）

3　それぞれの国は、共助の請求の送付、受領及び当該請求への回答等に責任を有する中央当局を指定する。共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して送付される。中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡する。共助の請求の申立てを行う権限を有する当局は附属書Ⅱに掲げる。（第四条～第六条関係）

4　それぞれの国がこの協定に従って送付する書類であって、当該国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されているものは、認証を必要としない。（第七条関係）

5　請求国は、一定の場合を除き、共助の請求を書面により行う。共助の請求に当たっては、権限のある当局であって捜査、訴追その他の手続を行うものの名称、捜査、訴追その他の手続の対象となる事実等の事項について通報する。共助の請求及びそれに附属する文書には、被請求国の公用語等による翻訳文を添付する。（第八条及び第九条関係）

6　被請求国は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。（第一〇条関係）

7　被請求国は、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合、被請求国が共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合等には、共助を拒否することができる。（第一一条関係）

8　被請求国は、別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を負担する。（第一二条関係）

9　請求国は、被請求国の事前の同意がない限り、提供される又は取得される証言若しくは供述を文書化し若しくは記録した物その他の物件又は情報を該当する共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。被請求国は、請求国が、当該物件又は情報を秘密のものとして取り扱うことや、提供された物件を被請求国が定める条件に従って輸送し、保管し、及び返還することを要請することができる。（第一三条及び一四条関係）

10　被請求国は、証言又は供述を取得し、一定の場合にはそのための強制措置をとり、請求国の権限のある当局がビデオ会議を通じて被請求国に所在する者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。（第一五条及び第一六条関係）

11　被請求国は、物件を取得し、人、物件又は場所の見分を行い、一定の場合にはそれらのための強制措置をとる。被請求国は、人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払い、立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供し、公衆が入手できないものについては、捜査又は訴追について権限を有する自国の当局が入手できる範囲及び条件と同等の範囲及び条件で、請求国に提供できるよう最善の努力を払う。（第一七条～第二一条関係）

12　被請求国は、自国に所在する者に対し、文書の送達を実施し、また、請求国の権限のある当局への出頭が招請されていることを伝達する。出頭を招請された者は、請求国において拘禁されない等一定の保護措置を与えられる。被請求国は、証言の取得その他の立証の目的のため、一定の場合に限り、被請求国において拘禁されている者の身柄を請求国へ一時的に移す。（第二二条～第二四条関係）

13　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、収益又は道具の凍結及び没収等の手続について共助を実施する。（第二五条関係）

14　日本国及び欧州連合加盟国は、事前の要請なく、刑事に関する情報を相互に提供することができる。（第二六条関係）

15　この協定と他の文書との関係、協議、地理的適用、附属書の地位、協定の効力発生及び終了等について規定している。（第二七条～第三一条関係）

法　律

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第六十八号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条　平成二十三年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては平成二十三年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十四日とする。

2　平成二十三年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあっては同年一月九日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十三日までに、その旨を告示しなければならない。